

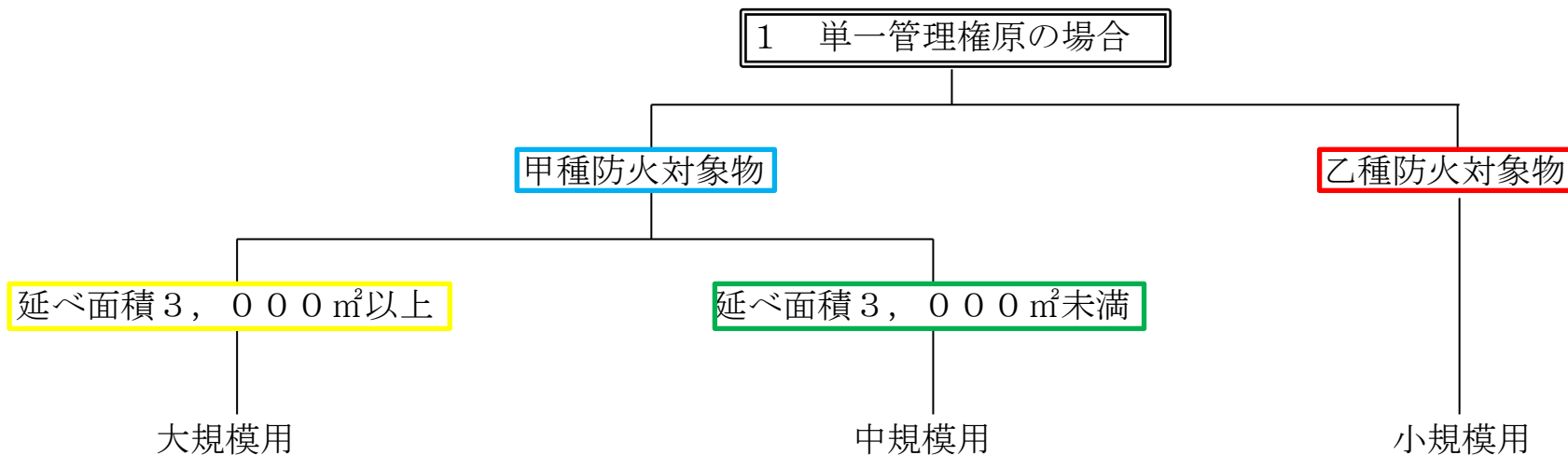
消防計画作成時フローチャート

消防計画は、防火対象物又は事業所の規模・用途・収容人員等を踏まえ、その実態に即した内容を消防計画に定めることとされています。建物の防火管理の権原は、次のフローチャートを参考とし作成してください。

- 1 単一管理権原：1人の防火管理者で建物全体を防火管理する場合
- 2 複数管理権原：複数の防火管理者で建物の異なる場所をそれぞれ防火管理する場合
- 3 共同住宅
- 4 社会福祉施設
- 5 工事中の建物

※ 甲種防火対象物：特定用途で延べ面積3000㎡以上、非特定用途で延べ面積5000㎡以上の防火対象物
乙種防火対象物：特定用途で延べ面積3000㎡未満、非特定用途で延べ面積5000㎡未満の防火対象物

※ このフローチャートはあくまでも目安です。事業所の状況に応じた作成例を使用してください。



2 複数管理権原の場合

甲種防火対象物

乙種防火対象物

延べ面積 3,000 m²以上

延べ面積 3,000 m²未満

1 事業所の床面積合計
3,000 m²以上

1 事業所の床面積合計
3,000 m²未満

特定用途 30人以上
非特定用途 50人以上

特定用途 30人未満
非特定用途 50人未満

特定用途 30人以上
非特定用途 50人以上

特定用途 30人未満
非特定用途 50人未満

特定用途 30人以上
非特定用途 50人以上

特定用途 30人未満
非特定用途 50人未満

大規模用

中規模用

小規模用

中規模用

小規模用

3 共同住宅

共同住宅用

4 社会福祉施設

社会福祉施設用

5 工事中の建物

新築工事中用

既存防火対象物の工事中用

※判断に迷った場合やご不明な点がありましたら管轄の下記消防署又は予防課へ相談してください。

船橋市中央消防署 予防係 047-435-8664

船橋市東消防署 予防係 047-464-4590

船橋市北消防署 予防係 047-438-5634

船橋市消防局予防課 予防係 047-435-1114